

【旧制度】

令和5年度後期山口大学授業料免除申請のしおり 山口大学学生支援部学生支援課

対象者は、大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生です。
令和2年(2020年)4月以降に入学した学部学生は、旧制度の対象外となります。

○注意点

- ① 学部学生については、高等教育修学支援新制度(新制度)開始に伴い、新制度で従来の授業料免除(旧制度)の基準よりも免除額が減少してしまう事を防ぐための救済措置として旧制度を行うこととなりました。そのため、**旧制度のみを申し込む事は原則できません。**(旧制度のみを申請した場合、旧制度は無効となります。)。
なお、新制度については秋に支援区分の見直しがあるため、後期も前期と同じ区分の支援を受けられるわけではありません。また、4月に新制度を申請し不採用となった場合でも、収入状況によっては秋に申請すると要件を満たすことがあるため、秋に再度新制度を申し込む必要があります。
- ② 令和5年度前期授業料免除(旧制度)申請をされた方は、提出書類を簡略化することができます。詳細は、7頁「5 前期申請者が後期申請時に提出する書類」をご確認ください。

○授業料免除申請スケジュール

- ①在学生(大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)の申請期間
令和5年8月1日(火)～8月25日(金)
※土日祝日および一斉休業期間中(8月14日(月)～18日(金))は受付を行いません。
※在学証明書については令和5年10月13日(金)までに提出してください。
- ②令和5年10月入学者(大学院生)の申請期間(学内進学者も含む)
令和5年10月6日(金)～10月13日(金)
※土日及び祝日は受付を行いません。
- ③免除申請結果通知
令和6年1月～2月(予定)

○申請書類の提出場所

地区名	提出場所
吉田地区の学生, 社会人学生	学生支援課学生サービス係(共通9番窓口)
小串地区の学生	医学部学務課教育・学生支援係
常盤地区の学生	工学部学務課学生係

- 重要 本学からの連絡は、電話又は山口大学公式メールアドレス宛にメールを送付します。授業料免除担当の電話番号(083-933-5611)を携帯電話に登録しておいてください。

目 次

1	申請対象者	1
2	申請期間	1
3	申請方法	1
4	提出書類	2
	（1）申請者全員が提出する書類	2
	（2）所得に関する書類	3
	（3）特別控除に関する書類	5
	（4）その他の書類	6
5	前期申請者が後期申請時に提出する書類	7
6	不足書類がある場合について	8
7	申請結果の決定時期と授業料納入について	8
8	注意事項	8

【記入例・入力例】

授業料免除願	10
給与等支給（見込）証明書	11
退職に関する証明書	12
在学証明書及び授業料免除状況証明書	13
長期療養申立書	14
生活状況申告書（日本人学生用）	15
生活状況申告書（私費外国人留学生用）	16

本しおりに関する問い合わせ先

山口大学学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階9番窓口）

（対応時間）8：30～17：00

（電話）083-933-5611

（E-mail）ga113@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学では経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方に、本人の申請に基づき選考の上、各期分授業料を免除することがあります。免除を希望される方は、本しおりを熟読の上、申請してください。

1 **申請対象者**

大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生のうち、次のいずれかに該当する方を申請対象者とします。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生
- (2) 各学期開始6ヶ月前（令和5年度10月入学者は、入学前1年以内）に、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難と認められる学生

※「各学期」とは、前期および後期のことです。

※各学期開始時点で、留年中または修業年限超過の方は原則申請できません。ただし、留年又は修業年限超過が特別な事情による場合は、学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階9番窓口）までお問合せください。

※「学業優秀と認められる学生」について

学業優秀と認められるかどうかの基準は、以下に掲載しています。

山口大学 HP > 在学生の方 > 学生生活の手引き > 各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等） > 入学料・授業料 > 授業料の免除 > 授業料免除（旧制度）の学力基準

2 **申請期間**

表紙のとおりです。

受付時間は9時00分から17時00分までです。

※常盤地区の受付時間は、9時00分から12時00分、13時00分から17時00分までです。

※申請期間及び受付時間を厳守してください。

※申請期間後および受付時間後は申請を受理しません。

3 **申請方法**

- (1) 必要書類を準備する（必要書類の詳細は2頁以降を参照）。

※必要書類は **A4 サイズ** に揃えてください。A4 より小さいものは、貼付用紙（A4 サイズの紙でも可）に貼付をして、提出してください。

- (2) 授業料免除申請システム操作マニュアルを参照しながら、WEBにより授業料免除システムで必要事項を入力し、「本人調書」をプリントアウトする。

- (3) 「(1) で準備した必要書類」と「本人調書」を表紙に記載されている「申請書類の提出場所」へ提出する。提出方法は「持参」のみとし、郵送による提出および代理による提出は受理することができません。

※授業料免除システムへログインできる期間は、申請受付期間中のみです。

また、ログインは山口大学内からのみ可能です。

※技術経営研究科（MOT）所属でない方が、MOT 広島・福岡教室にて授業料免除システムへログインすることは認められません。

※授業料免除システム操作マニュアルはこちらを参照してください。

山口大学 HP > 在学生の方 > 学生生活の手引き

> 各種手続（入学料、授業料、奨学金、証明書等） > 入学料・授業料

●授業料免除（日額）申請について
 対象：大学院生および令和2年（2020年）4月より前に入学した学部学生
 令和5年度前期授業料免除申請にかかる説明会は開催しません。
 ※「しおり」、「授業料免除（日額）申請のポイント」をよく読んで、申請してください。

①令和5年度前期申請期間
 令和5年1月30日（月）～2月17日（金） 9:00～12:00、13:00～17:00（12:00～13:00は閉鎖）
 ※土日祝日は受付をいたしません。
 ※学部又は大学院博士前期課程を令和5年3月に卒業又は修了し、引き続き4月から大学院に進学する方（学内進学者）は、在学生と申請期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

②令和5年4月入学の大学院生（学内進学者含む）の申請期間
 令和5年4月17日（月）～4月21日（金） 9:00～12:00、13:00～17:00（12:00～13:00は閉鎖）
 ※土日祝日は受付をいたしません。
 ※学部又は大学院博士前期課程を令和5年3月に卒業又は修了し、引き続き4月から大学院に進学する方（学内進学者）は、在学生と申請期間等が異なりますので、十分に留意ください。
 ※進学者のIDを使用して申請を行ってください。

授業料免除申請システム操作マニュアル
授業料免除申請システム



4 提出書類

(1) 申請者全員が提出する書類

次の書類（3点）が整っていない場合は、申請を受理することができません。なお、前期申請をした方が後期申請時に提出する書類については、7頁を確認してください。

提出書類	留意事項
1 授業料免除願（原本）	※記入例（10頁）を参照のうえ、作成してください。
2 本人調書（原本）	※授業料免除システム操作マニュアルを参照のうえ、作成してください。 ※令和5年10月1日現在で作成してください。
3 令和5年度（令和4年分）の所得・課税証明書（原本）	<p>※「2 本人調書」に入力した同一生計家族全員分が必要です。本人及び生計を同じくする家族（無所得者を含む）全員分の書類が無い場合は申請を受理しませんので注意してください。</p> <p>【注意事項】 ※申請者本人の兄弟姉妹で、同居はしているが別生計の場合、その兄弟姉妹の所得・課税証明書は不要です。</p> <p>※外国人留学生で、令和4年1月1日時点で日本に居住していない場合は、提出の必要はありません。</p>

(2) 所得に関する書類

申請者本人と同一生計の家族に、以下に該当する方がいる場合、全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え必要書類を提出してください。

① 給与所得

対象者	必要書類	発行機関等
現在勤務中の場合 ※所得・課税証明書の「給与収入」欄に金額が計上されている方が対象です。	○令和4年分源泉徴収票（写） ※紛失等で手元がない場合、給与が現金手渡しの場合、パートやアルバイトの場合は、11頁を参照してください。 ※山口大学でのTA、RAもアルバイトに含みます。	勤務先
令和4年1月2日以降、新規に就職した場合	○給与等支給（見込）証明書（様式あり）（原本） ※記入例（11頁） ※パートやアルバイトなど、給与が支給されない雇用形態の方は「直近3ヶ月分の給与明細通知書（写）」でも構いません。	勤務先
失業給付金を受給している場合	○雇用保険受給資格者証（表・裏）（写） ※基本日額、残日数が記載されているものの写しを提出してください。	ハローワーク
年金・恩給受給者 ※所得・課税証明書の「公的年金」欄に金額が計上されている方が対象です。	○令和4年分の年金等の源泉徴収票（写） ※企業年金、個人年金等も含みます。	日本年金機構等
障がい年金受給者 遺族年金受給者	○最新の「年金支払（振込）通知書（写）」又は「年金改定通知書（写）」	日本年金機構等
児童手当受給者 ※中学3年生以下の児童がおられる世帯が対象です。	○児童手当支給に関する金額の記載してある通知書（写） ※支給が給与に含まれている場合は、その事が確認できる証明書類を提出してください（給与明細の写し等）。	市区町村役場
児童扶養手当受給者 ※主に母子家庭、父子家庭の方が対象です。	○児童扶養手当証書（写）、児童扶養手当額決定通知書（写）又は児童扶養手当額改定通知書（写）	市区町村役場
特別児童扶養手当受給者 ※精神又は身体に障がいを有する児童がおられる世帯が対象です。	○特別児童扶養手当証書（写）、特別児童扶養手当額決定通知書（写）又は特別児童扶養手当額改定通知書（写）	市区町村役場
傷病手当受給者	○傷病手当金支給決定通知書（写） ※実際に支給があった期間分（支給開始の時から、最新まで）を提出してください。 ※支給が停止する場合は、最後の通知のみ提出してください。	保険者
生活保護受給世帯	○最新の生活保護決定（変更）通知書（写） ※月額等、金額が分かるものを提出してください。	市区町村役場等

② 給与以外の所得

対象者	必要書類	発行機関等
<p>自営業，農林水産業，不動産，利子，配当，雑所得など</p> <p>※所得・課税証明書に「営業所得」，「農業」，「不動産」など給与収入<u>以外</u>の収入が計上されている方が対象です。</p>	<p>【確定申告をしている場合】 ○令和4年分確定申告書の第一表，第二表，第三表（写） <u>※個人番号（マイナンバー）を塗りつぶして，見えない状態で提出してください。</u></p> <p>【市民税・県民税の申告をしている場合】 ○令和5年度市民税・県民税申告書（写）</p> <p>【令和4年1月以降に転業・開業した場合】 上記の「確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」に加えて，「直近3ヶ月分の収入金額と必要経費が分かる書類（様式任意）」を提出してください。</p>	<p>税務署 市区町村役場</p>

③ 臨時所得

令和5年4月1日（令和5年10月入学者は令和4年10月1日）以降に，以下の対象者がいる場合又は以下に関する臨時所得を受け取った場合，必要書類を提出してください。

対象者	必要書類	発行機関等
<p>仕事を退職した場合</p> <p>※パート・アルバイトについては提出不要です。</p>	<p>○退職に関する証明書（様式あり）（原本） ※記入例（12頁）</p>	<p>元勤務先</p>
<p>学資負担者等が死亡した場合</p>	<p>○死亡診断書（写）等，死亡が確認できる書類 ○退職に関する証明書（様式あり）（原本） ○生命保険金等の支給証明書（写） ○遺族年金の年金証書（写）、年金支払（振込）通知書（写）又は年金改定通知書（写） ※上記のうち，該当するものを提出してください。</p>	<p>医師 元勤務先 保険会社等</p>

(3) 特別控除に関する書類

以下の特別控除を希望する場合は、該当の書類を提出してください。本学が指定する期日までに書類の提出がない場合は、控除の対象としません。

対象者	必要書類	発行機関等
申請者本人の兄弟姉妹が大学(短期大学), 高等専門学校, 専修学校(専門・高等課程)に在学している場合	<p>○在学証明書及び授業料免除状況証明書(様式あり)</p> <p>※原本を提出してください。</p> <p>※記入例(13頁)</p> <p>※指定様式以外の在学証明書等で代用することはできません。</p> <p>※兄弟姉妹が山口大学に在学の場合、証明書の提出は不要です。</p> <p>※高校生は不要です。</p>	在学学校
身体または精神障がい者がいる場合	○障がい者手帳(身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳)(写)	市区町村役場
6ヶ月以上の長期療養者がいる場合	<p>○長期療養申立書(様式あり)(原本)</p> <p>○6ヶ月以上の療養が確認でき、且つ現在も加療中であることが確認できる医師の診断書(原本)</p> <p>○直近1年分の領収書(写)</p> <p>○高額療養費等, 補填を受けた場合は, その金額がわかるもの(写)(振込通知など)(該当者のみ)</p> <p>※記入例(14頁)</p>	医療機関
申請者本人又は学資負担者が災害を受けた場合	<p>○罹災証明書(原本)</p> <p>○公課証明書または評価証明書(原本)</p>	市区町村役場

(4) その他の書類

対象者	必要書類	発行機関等
令和4年度及び令和5年度 給付型 奨学金受給者 ※返還を必要としない奨学金	○奨学金採用通知 (写) ※受給額がわかるものを提出してください。 ※貸与型奨学金 (日本学生支援機構等) については、 <u>提出不要です。</u>	
独立生計者 ※日本人学生 ※生活状況申告書の内容が実態とかけ離れている場合は、虚偽申告と見なし、申請は無効となります。	○生活状況申告書 (独立生計申立書) (様式あり) (原本) <u>※日本人学生用の様式で作成してください。</u> ※記入例 (15 頁) ○健康保険証の写し ○父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類 (父母等の源泉徴収票 (写) など)	
外国人留学生 ※生活状況申告書の内容が実態とかけ離れている場合は、虚偽申告と見なし、申請は無効となります。	○生活状況申告書 (独立生計申立書) (様式あり) (原本) <u>※私費外国人留学生用の様式で作成してください。</u> ※記入例 (16 頁) <u>※以下の書類は、本人及び同一生計家族全員分が必要です。</u> ○在留カード (両面) の写し ○健康保険証の写し ○ (仕送りがある場合) 仕送り額を証明できる書類 (例: 通帳のコピー) ※日本での生活や勉学をするための援助や自国との往来にかかる交通費等の援助は全て仕送りとなります。 ※年数回支援してもらっている場合、年間の額を 12 で割った月平均額を記載してください。 ○ (自国での) 奨学金採用通知の写し ※自国から給付型奨学金を受領している方が対象です。 ○返還を必要としない、学費・生活費・旅費等の支給を証明する書類の写し	

5 前期申請者が後期申請時に提出する書類

令和5年度前期授業料免除申請者は、提出書類を簡略化することができます。家計状況および家族状況について前期から変更がない場合1～3、家計状況および家族状況について前期から変更がある場合1～4の書類を提出してください。

書類の提出時期については、表紙に記載されているとおりです。

なお、前期授業料免除申請をしていない方が、以下の方法により申請した場合、その申請は無効となります。

(1) 提出書類

1～3の書類が整っていない場合は、申請を受理することができません。

必要書類	留意事項
1 授業料免除願 (原本)	※記入例 (10 頁) ※家計状況および家族状況について変更があった場合、具体的な内容を必ず記入してください。
2 本人調書 (原本)	※授業料免除システム操作マニュアルを参照のうえ、作成してください。 ※令和5年10月1日現在で作成してください。
3 令和5年度 (令和4年分) の所得・課税証明書 (原本) ※①所得の種類・金額, ②住民税課税額の2点が記載されている「所得・課税証明書」を提出してください。 ※市区町村によっては、無収入の者の場合、所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は、住民税非課税証明書を提出してください。	※「2 本人調書」に入力した同一生計家族全員分が必要です。本人及び生計を同じくする家族 (無所得者を含む) 全員分の書類が無い場合は申請を受理しませんので注意してください。 【注意事項】 ※申請者本人の兄弟姉妹で、同居はしているが別生計の場合、その兄弟姉妹の所得・課税証明書は不要です。 ※外国人留学生で、令和4年1月1日時点で日本に居住していない場合は、提出の必要はありません。
4 変更内容に応じた書類	※家計状況、家族状況の変更に応じて必要な書類を提出してください。 ※提出書類については、3～6頁を参照してください。

6 不足書類がある場合について

申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するように電話または申請者の山口大学公式メールアドレス宛にメールで依頼をします。連絡があった場合は、速やかに対応してください。

本学が指定した提出期限までに不足書類の提出がない場合は、保護者宛に書類督促の文書を送付します（独立生計者、留学生の場合は本人宛に送付します）。督促文書に記載している提出期限までに提出がない場合は、申請は無効となりますので留意してください。

7 申請結果の決定時期と授業料納入について

令和6年1月～2月頃に申請者の山口大学公式メールアドレス宛に、申請結果の通知メールを送付します。授業料免除の選考は前期分・後期分それぞれで行うため、前期分と後期分で免除の結果が異なることがあります。

申請結果の通知まで授業料の納入が猶予されますので、授業料は納入しないでください。いったん納入された授業料は返還できませんので、授業料免除申請については辞退したことになります。

授業料の自動引落手続をしている場合、大学側にて、11月末の引落を停止します。

申請結果により授業料の納付が必要な場合、支払方法等の詳細は結果通知でご確認ください。納入がなかった場合は除籍となる場合がありますので注意してください。

8 注意事項

- ・申請者及び家族の状況によっては、提出する書類として記載のない書類の提出を求める場合があります。
- ・申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請結果の通知後であっても免除の許可を取り消すことがあります。
- ・申請結果の通知より前に休学・退学する場合や、申請者本人の連絡先の変更があった場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
- ・申請書類提出後、同一生計の家族が転職等で、家計状況に変更が生じた場合や、同一生計の家族が独立等で家族状況に変更が生じた場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
- ・留学等で申請期間中に本人が申請することができない場合、留学等に行く前に学生サービス係にご相談ください。
- ・一度提出された書類は、返還や閲覧ができません。

次頁以降は記入例・入力例です。

署名が必要なため、「手書き」で消せないボールペンで作成してください。

授業料免除願

実際に記入した日

令和 年 月 日

山口大学長 殿

創成科学

学部・**研究科**

基盤科学系

学科・課程 **専攻 M2** 年

入学年月 **2022** 年 **4** 月 学籍番号 **〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇**

フリガナ

ヤマダイ タロウ

氏 名 署名 (自署)

山大 太郎

保護者 【※独立生計者または留学生の場合は記入不要】

※保護者が自署すること

氏 名 署名 (自署)

山大 吉子

このたび下記理由により令和5年度（前期・**後期**）の授業料を免除していただきたく、関係書類添付の上、お願いいたします。

家族構成、保護者の仕事の状況や
兄弟姉妹の就学状況などを記入してください。

記

理由 ※申請者本人が家族構成や家庭の事情を具体的に詳しく記入すること。

母、本人、妹、祖母の4人家族です。父は私が高校生のときに、交通事故で亡くなりました。母はパートで働いており、収入は多くはありません。妹は私立大学1年生で祖母は年金受給者です。母と祖母の収入だけでは兄妹の授業料を払うことは困難なため、授業料免除を申請します。

●留年・休学について、該当する場合はチェックを入れてください。

該当しなければ
チェックは不要

以下の理由により留年・休学をしたことがあります。(該当する事由に○)
(病気・留学・大学院論文作成・その他：)

●申請者本人のアルバイトについて、該当するものにチェックを入れてください。

現在、アルバイトを 行っている (2022 年 4 月～) (1 件) 行っていない

●児童扶養手当、遺族年金の受給状況について、該当するものにチェックを入れてください。

同一生計の家族の中に、児童扶養手当を受給している者が いる いない

同一生計の家族の中に、遺族年金を受給している者が いる いない

-----<後期授業料免除の申請時に使用する欄>-----

●令和5年度前期授業料免除（旧制度）の申請 行っている (受付番号： 300)
 行っていない

※上記授業料免除の申請を行っている場合：申請時点からの変更 あり なし

変更内容： **本人のアルバイト件数が2件から1件に減った。**

以下のいずれかに該当する方が提出してください。

- ・令和4年1月2日以降、新規に就職・転職した方のうち、正社員等、賞与が支給される雇用形態の方
- ・給与が現金手渡しのため、給与明細が無い方（主にアルバイト）
- ・「令和4年分源泉徴収票」が無い方
- ・給料が大幅に減少した方、退職はしていないが勤務していないため給与明細がない方

記入例

給与等支給（見込）証明書

証明を受ける方の
氏名・住所を記入してください。

・パートやアルバイトなど、賞与が支給されない雇用形態の方は「直近3ヶ月分の給与明細通知書（写）」でも構いません。

受給者氏名 山大 吉子
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

山口大学へ授業料免除を申請するために必要ですので、私の給与等に関する下記の事項について証明願います。

記

採用年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 ※上記の年月日より <input type="checkbox"/> 新規採用 <input type="checkbox"/> 雇用形態の変更		
雇 用 区 分	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> パート職員 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）		
最近3ヶ月の 各月の総支給（予定）額 （控除前の金額 で賞与を除く）	月	月	月
	円	事業所記入欄	円
賞 与 支 給 （ 予 定 ）	<input type="checkbox"/> 支給有 支給(予定)金額 円 (年額) <input type="checkbox"/> 支給無		
計算方法	$\frac{\text{ }}{(3 \text{ヶ月の合計金額})} \div 3 \times 12 + \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ }$ <p style="text-align: center;">(賞与支給額)</p>		
上記のとおり証明します。			
令和 年 月 日			
所在地			
事業所名			
代表者氏名			
㊟			

退職時に正社員だった場合は、
臨時所得（退職金等）の有無に
関係なく提出してください。
※パート・アルバイトの場合は不要

記入例

退職に関する証明書

証明を受ける方の
氏名・住所を記入してください。

退職者氏名 山大 吉子
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

山口大学へ授業料免除を申請するために必要ですので、私の退職に関する下記の事項について証明願います。

記

退職年月日	令和 年 月 日
退職金支給	<input type="checkbox"/> 支給した 金額 _____ 円 支給年月日 令和 年 月 日 事業所記入欄
	<input type="checkbox"/> 支給予定 金額 _____ 円 支給年月日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 支給しない
雇用保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
在職期間	昭和・平成・令和 年 月 日から退職日まで
退職理由	コロナの影響による・その他 ()

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

所在地

提出する必要がある方

以下のいずれかに該当する方が対象

- ・令和5年4月1日以降に退職した場合
 - ・令和5年4月1日以降に臨時所得（退職金等）を受け取った場合
- ※令和5年10月入学者の方は、令和4年10月1日以降が対象

在学証明書及び授業料免除状況証明書

各学校等事務担当者 殿

貴学在学の兄弟姉妹等の下記事項について証明をお願いします。

申請者本人について記載してください。

兄弟姉妹について記入してください。

貴学在学者

学籍番号等	学年	氏名
〇〇〇〇	〇年	山大 花子

山口大学在学者

学籍番号	氏名
〇〇〇〇	山大 太郎

1. 在学状況

<input type="checkbox"/> 国立	<input type="checkbox"/> 公立	<input type="checkbox"/> 私立	に在学し	<input type="checkbox"/> 自宅	から通学している。
<input type="checkbox"/> 大学・大学院・短大	<input type="checkbox"/> 専修学校（専門課程）			<input type="checkbox"/> 自宅外	
<input type="checkbox"/> 高等専門学校	<input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程）				
<input type="checkbox"/> その他（ ）					

2. 令和4年（2022年）度の授業料免除状況について

授業料免除状況 (高等教育の修学支援新制度での支援を含む)		授業料年額 (免除前)	円
前期	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 一部免除	免除額	円
後期			円

こちらの全ての記入事項は、兄弟姉妹の方が通学している学校の事務ご担当者記入してもらってください。

令和5年度入学

高等教育の修学支援新制度の対象機関ではない

本学（校）に在学し、上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

令和5年10月1日以降に発行されたものを提出してください。指定日以前の日付で発行されている場合は、無効となります。※例えば、9月30日の日付で発行されたものを提出した場合

子校名

所在地

連絡先

担当者氏名

印

◎各学校のご担当者様へお願い

- ・貴学に在籍している本学学生の兄弟姉妹等について証明をお願いします。なお、**前期は4月1日以降、後期は10月1日以降に証明**をお願いします。
- ・本年度入学の大学院生で、前年貴学の学部[※]に在籍していた場合は、前年度の状況について証明をお願いします。
- ・高等学校等就学支援金制度に該当する場合は、免除額に金額を記入してください。

※令和4年（2022年）度に別の学校に在学していた場合は、授業料免除状況については在学していた学校に証明してもらってください。

【提出期限】

令和5年10月13日（金）17時まで

長期療養申立書

療養者氏名	山大 恵子	続柄(祖母)
療養期間	2022 年 1 月 1 日 ~ 現在	

療養費内訳 (単位:円)

月分	①医療費 (自己負担金額)	②補填される金額 (高額療養費等)	控除対象医療費 ①-②
2022 年 7 月分	25,000		25,000
2022 年 8 月分	25,000		25,000
2022 年 9 月分	25,000		25,000
2022 年 10 月分	30,000		30,000
2022 年 11 月分	30,000		30,000
2022 年 12 月分	30,000		30,000
2023 年 1 月分	35,000		35,000
2023 年 2 月分	35,000		35,000
2023 年 3 月分	35,000		35,000
2023 年 4 月分	40,000		40,000
2023 年 5 月分	40,000		40,000
2023 年 6 月分	40,000		40,000
合計	390,000		390,000

(注)

- 健康保険適用外の医療費は、自己負担金額に含めません。
- 上記に記入して領収書(写)を添付してください。診断内容に関係のない領収書は控除の対象

【注意事項】

- ・控除の対象となるのは、健康保険適用の医療費でかつ診断書に記載されている病名と関連のある領収書のみです。
- ・領収書は月ごとに整理し、貼付台紙に貼付してください。未整理・不鮮明のものは控除の対象としません。
- ・健康保険適用かどうか不明なものについては、控除の対象としません。

記入例

10月分の状況を想定して記入してください。

生活状況申告書(独立生計申立書) 【日本人学生用】

実際に記入した日

令和 年 月 日

山口大学長 殿

申立者(免除申請者)
 学籍番号 ○○○○○○○○○○
 氏 名 山大 二郎

下記のとおり、私の1ヶ月間の生活状況を申告し、独立生計であることを申し立てます。

収入			支出		
項目	本人	配偶者	項目	本人	配偶者
仕送り受給額	千円	千円	授業料	/	千円
定職	千円	千円	通学費	0 千円	千円
(勤務先)			本代	3 千円	千円
(身分・時間等)			文具代	1 千円	千円
アルバイト	100 千円	千円	衣料費		3 千円
(勤務先)	①○○会社 ②山口大学TA		住居費		45 千円
(内容・時間等)	①調理、接客 ②ティーチング アシスタント		光熱水費		16 千円
預貯金の引き出し	千円	千円	通信費 (携帯電話使用料等)		10 千円
奨学金	45 千円	千円	食費		45 千円
(名称)	○○○奨学金		医療費		2 千円
その他			子女の養育費		0 千円
()	千円	千円	その他		
()	千円	千円	(交際費)		5 千円
			()		千円
			()		千円
			()		千円
合計		145 千円	合計		130 千円

10月分の状況を想定して記入してください。

記入例

生活状況申告書(独立生計申立書) 【私費外国人留学生用】

実際に記入した日

令和 年 月 日

山口大学長 殿

申立者(免除申請者)

学籍番号 ○○○○○○○○○○

氏 名 張 三

下記のとおり、私の1ヶ月間の生活状況を申告し、独立生計であることを申し立てます。

収入			支出		
項目	本人	配偶者	項目	本人	配偶者
仕送り受給額	50 千円	千円	授業料	/	千円
定職	千円	千円	通学費	0 千円	千円
(勤務先)			本代	3 千円	千円
(身分・時間等)			文具代	1 千円	千円
			衣料費		3 千円
アルバイト	20 千円	千円	住居費		30 千円
(勤務先)	①○○会社 ②山口大学TA		光熱水費		15 千円
(内容・時間等)	①調理、接客 ②ティーチング アシスタント		通信費 (携帯電話使用料等)		8 千円
			食費		30 千円
			医療費		2 千円
預貯金の引き出し	千円	千円	子女の養育費		0 千円
奨学金	45 千円	千円	その他		
(名称)	○○○奨学金		(交際費)		5 千円
その他	千円	千円	()		千円
()			()		千円
合計	115 千円	千円	合計	97 千円	千円

銀行預金残高	1,000 千円	千円
所持金	20 千円	千円

※記入日時点の金額を記入すること。
※証明書類の提出を求める場合があります。

必ず署名をしてください

上記記載事項は事実と相違ありません。
なお、本申告書に虚偽の内容を記載していた事実が判明した場合、免除の許可が取り消されても異議はありません。

申請者署名

張 三